

群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定【概要】

- 群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画は、国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画の制定を踏まえて、**新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等**を示すものとして、平成25年12月に制定された。
- 今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて、令和6年7月2日政府行動計画が改定されたことを受けて、**県行動計画を抜本的に改定する。**

構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と群馬県行動計画

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- ・ 新型インフルエンザ対策の主たる目的や基本的な考え方を記載
- ・ 感染症危機における有事のシナリオとして、全体を3期（**準備期・初動期・対応期**）に分けて記載

・ 対策項目（13項目）と横断的視点（3項目）

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- ・ 各対策項目ごとに、3つの時期に実施する対策を記載

対策の主たる目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を守る
- ・ 県民生活及び県内経済に及ぼす影響が最小となるようにする

対策項目

- ①実施体制 ②情報収集・**分析** ③サーベイランス
- ④情報提供・共有、**リスクコミュニケーション** ⑤**水際対策**
- ⑥まん延防止 ⑦**ワクチン** ⑧医療 ⑨**治療薬・治療法**
- ⑩**検査** ⑪**保健** ⑫**物資** ⑬国民生活・国民経済

※赤字：令和7年度改定において新規に追加した項目

横断的視点

- 1 人材育成** **2 国、県及び市町村の連携** **3 DXの推進**

発生段階の区分

準備期

- ・ 感染症発生以前

初動期

- ・ 感染症を覚知し、対策本部を設置
- ・ 基本的対処方針の実施

対応期

- ・ 感染症の特性や状況に応じて対策を柔軟に切替え

新型インフルエンザ等対策県行動計画各論【概要】

① 実施体制

- ・国、県、市町村、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互連携⇒実効的な対策を実施
- ・平時からの人材確保・育成や実践的な訓練による対応力の強化
- ・有事には県対策本部を中心に全庁体制で対応

⑤ 水際対策

- ・国は国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせるため、水際対策を総合的に実施

⑧ 医療

- ・平時から、県と医療機関の間で協定を締結⇒有事に、円滑に感染症医療の提供体制を構築
- ・感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、柔軟かつ機動的に対応。

⑪ 保健

- ・有事において地域の実情に応じた効果的な対策を実施⇒県民の生命と健康を保護
- ・平時から、業務負荷の急増に備え、有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等⇒業務効率化・省力化

② 情報収集・分析 / ③ サーベイランス

- ・平時からの体制構築、DXの推進により、効率的かつ効果的なサーベイランス、情報収集・分析の実施
- ・感染症、医療の状況の包括的なリスク評価、県民生活及び県内経済の状況の考慮

⑥ まん延防止

- ・医療提供体制を拡充しつつ、医療のひっ迫を防止するため、感染拡大のスピードやピークを抑制
- ・医療のひっ迫時には、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言にかかる必要な措置を、適時適切に実施

⑨ 治療薬・治療法

- ・抗インフルエンザウイルス薬について、医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄
- ・治療薬について、必要な患者に公平に届くよう、適正な流通を指導

⑫ 物資

- ・平時から、国及び県で個人防護具等を備蓄するとともに、医療機関における備蓄等を推進
- ・有事には、国による生産要請等や県等の備蓄の放出等により、医療機関を始めとした必要な機関に感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成

④ 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

- ・県民等と双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報等を共有⇒県民等の適切な判断・行動
- ・平時からの感染症予防対策等に関する普及啓発、リスクコミ体制の整備、情報提供・共有方法の整理

⑦ ワクチン

- ・有事に国内外で開発されたワクチンを確保し、迅速に接種を進めるための体制を整備
- ・予防接種事務のデジタル化やリスクコミュニケーションを推進

⑩ 検査

- ・必要な者に適時の検査を実施することで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握⇒適切な医療提供、的確かつ機動的な対策の実施
- ・平時から検査にかかる機器や資材を確保⇒感染症発生直後より早期の検査体制の立上げ

⑬ 県民生活・県内経済

- ・感染症危機時には県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性
- ・平時に事業継続等のために必要な準備を行い、有事に安定化を図ることが重要
- ・国や県は影響緩和のため、必要な対策・支援

13項目別の主な対応（イメージ）

準備期には、
国・市町村等との連携
DX推進・人材育成
実践的な訓練を実施

(注1) 感染症発生の情報覚知以降の対策の選択肢を時系列に大まかに示すものであり、病原体の性状等により各対策は前後し得る
(注2) ワクチンや治療薬の普及や変異株の流行等の状況の変化に伴い、対策の縮小・再強化を行う
(注3) 海外で疑わしい感染症が発生し、初動期はごく短期となり、国内での実際の患者発生は対応期となるケースを想定

○主に国の取組
●国、県等の取組

初動期

対応期

①実施体制	○厚労省による新型インフルエンザ等発生の公表 ○政府対策本部の設置、基本的対処方針に基づく政策実施 ● 県対策本部、現地対策本部、地域対策会議の設置
②情報収集 ③サーベイランス	○国外における感染症の発生情報の覚知 ● 当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 → ● 複数のサーベイランスの実施 原因となる病原体の性状や臨床像の情報の蓄積 → ● 定点把握への移行 (定点把握でも発生動向が把握できる場合) ○症例定義の作成 ● 届出基準の設定、全数把握開始
④リスコミ	● 迅速な情報提供・共有 ● コールセンター等の設置 ● 偏見・差別や偽・誤情報への対応
⑤水際対策	○対策開始 (情報提供等) ○対策強化 (入国制限) ○国内発生状況等を踏まえた対策の変更 ○対策継続の要否の判断 ● 健康監視の実施
⑥まん延防止	● まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による感染拡大防止の取組 ← 強 (適切に切替) 弱 →
⑦ワクチン	○新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンの使用検討 ○パンデミックワクチンの開発 → ○承認 ● 接種開始
⑧医療	● 感染症指定医療機関による対応 → ● 流行初期医療確保措置対象の協定締結医療機関による対応 → ● 協定締結医療機関による対応 ● 治療に関する情報等の随時公表・見直し
⑨治療薬・治療法	○臨床研究開始 ○治療薬の開発 → ○既存薬の適応拡大 → ○新薬の承認 ● 使用開始 ● 適正な流通の指導
⑩検査	○PCR検査手法の確立 ● 検査体制の立上げ → ● 検査措置協定締結機関等による対応 → ○承認、普及 ○抗原定性検査薬の開発
⑪保健	● 相談対応開始 ● 入院勧告・措置、移送、入院調整 ● 積極的疫学調査の開始 → ● 自宅・宿泊療養の調整、健康観察・生活支援 ● 対象範囲の適切な見直し
⑫物資	● 需給状況、備蓄・配置状況の確認 ● 個人防護具の配布 ○生産事業者等への生産・輸入促進の要請
⑬国民生活・国民経済	● 事業継続に向けた準備の要請 ● 生活関連物資等の安定供給に関する県民、事業者への要請 ● 新型インフルエンザ等の発生等により生じた影響の緩和のために必要な支援及び対策